



ハッピーごちゃん®

広報

やしお



平成27年
(2015年)

5月号

毎月10日発行

No.774

QRコード



●発行/八潮市 ●編集/広聴広報課 〒340-8588八潮市中央1-2-1
TEL 048(996)2111(代表) ホームページ <http://www.city.yashio.lg.jp/>
FAX 048(995)7367 Eメール kochokoho@city.yashio.lg.jp

やしお840メール配信中

空メール画面になるので何か一文字を入れて送信してください。

■家族会議を

家族で災害時の**連絡方法**や、集合場所、避難所について話し合っておきましょう。



■避難所や避難経路の確認を

自宅や学校、職場での被災に備え、**避難所と避難経路**を確認しておきましょう。



■非常用持ち出し袋の準備を

水や非常食、懐中電灯、ラジオなどを**非常用持ち出し袋**に整理して準備しておきましょう。



私たちができること (災害への備え)

■災害に備えて家の周りの点検を

塀や屋根瓦、家の周りに吹き飛ばされそうなものはないか、家の雨どいや家の前の溝が詰まっていないか、**点検しておきましょう。**



■一人暮らしの高齢者に気配りを

近所の一人暮らしの**高齢者や介護が必要な方**が避難できるように備えておきましょう。



■帰宅困難への備えを

徒歩での帰宅ルートの確認を行い、運動靴や地図などを備えておきましょう。



災害から命を守るために (風水害)

避難の勧告・指示などの発令基準と伝達の方法

勧告・指示など

屋内での待避など

●屋外での移動が危険な場合や浸水などによる建物倒壊のおそれがないと判断される場合には、自宅や近隣の建物の高い場所へ緊急的に一時避難します。

避難指示

人的被害の発生する危険性が非常に高まった状況
●避難勧告などの発令後で避難中の方は、避難を完了します。
●避難していない方は、直ちに避難を開始します。その余裕がない方は、屋内にとどまり上階に待避するなどの行動を取ります。

避難勧告

人的被害の発生する危険性が明らかに高まった状況
●避難行動を取れる方は、避難所への避難を開始します。

避難準備情報

人的被害の発生する可能性が高まった状況
●気象情報に注意を払い、避難の必要について考え、避難を必要と判断する場合は、その準備をします。
●避難に時間がかかる高齢者などの災害時要援護者などは、避難行動を開始します。

市民に求める行動

伝達方法

- サイレン
- 防災行政無線
- 緊急速報メール
- やしお840メール配信サービス
- テレビ、ラジオ、インターネット
- 広報車
- 自主防災組織
- 消防車両



平常時の水位

※防災行政無線が聞き取りにくいときは、防災行政無線テレホンサービス (☎0120-840-225) へ

地域には、自主防災組織がありますので、積極的に自主防災活動に参加しましょう

地震や風水害などの自然災害は、いつ発生するかわかりませんが、日ごろからの備えによって被害を減らすことができます。市では、大雨や台風などの風水害が発生する危険性が高まった場合、情報を迅速かつ正確に提供するため、防災行政無線、市ホームページ、やしお840メール配信サービス、自主防災組織などの広報体制を整備しています。これらの情報に注意しましょう。

災害に備えましょう

問 交通防災課 ☎305



総合防災訓練の様子

詐欺に注意しましょう

高齢者などをねらった現金手渡し詐欺や、保険の還付金詐欺が増えています。自分一人で判断せずに家族や警察、市役所などに相談しましょう。

市の人口と世帯数

平成27年(2015年)4月1日現在	
前月比	
人口	85,653人 (+79人)
男	44,451人 (+55人)
女	41,202人 (+24人)
世帯	37,445世帯 (+241世帯)

今月の主な内容

マイナンバーのお知らせ	2	第5次八潮市障がい者行動計画・第4期八潮市障がい福祉計画を策定	5
国民健康保険からのお知らせ	3	おしらせHOTコーナー	6~9
民生委員・児童委員、主任児童委員/公共施設アセットマネジメント講演会開催/埼玉県議会議員一般選挙開票結果	4	案内・催し・募集	
		「やしお駅前公園」が開園/「中川やしお水辺の楽校」開校イベントの開催/草加市・八潮市消防広域化調印式/いきいきやしお写真館	12

平成27年
10月から

マイナンバーが皆さんに通知されます

マイナンバー制度とは、国民一人ひとりにマイナンバー(個人番号)を指定して、国民の利便性向上や行政の効率化を図るための制度です。市では、10月からのマイナンバーの通知に向けた準備を進めています。

マイナンバーとは

日本国内の市区町村に住民登録のあるすべての方に通知される12桁の番号です。

中長期在留資格者や特別永住者などの外国籍の方にも通知されます。

マイナンバーの通知は、マイナンバーが記載された「通知カード」の送付によって行われます。

なお、法人にも13桁の番号(法人番号)が、国税庁長官から通知される予定です。

マイナンバー導入の効果

マイナンバーは、社会保障、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されるものです。また、安全・安心な仕組みで、各機関が分散管理する個人情報をつなぐ役目を果たします。

これによって、国や地方公共団体などの情報連携が可能になります。期待される効果としては、大きく分けて次の3つのことがあげられます。

■国民の利便性の向上
社会保障サービスの申請時に必要な課税証明書などの書類の添付が省略されます。

公平・公正な社会の実現

所得の把握がさらに正確になり、適正・公平な課税につながります。

不正受給を防止します。

また、年金などの未払い、不正受給を防止します。

行政の効率化

国や地方公共団体などでさまざまな情報の照合・転記・入力などに要している時間や労力が軽減されます。そのため、作業の重複などの無駄も削減され、市民にとって手続きがスムーズになります。

個人情報保護対策

■ネットワークの安全確保
マイナンバーが含まれる個人情報、一元管理は行わず、国や自治体などは行政手続きに必要な場合のみネットワークを通じて情報の照合・提供を行います。

また、他の自治体の保有する情報を照会するときは、番号を暗号化するなど安全に配慮します。

さらに、マイナンバーを取り扱う職員に対しても、アクセス制限や、不正利用防止・情報漏えい防止などについて研修を行います。

特定個人情報保護評価の実施

マイナンバーを取り扱う国や地方公共団体などの機関は、

安全対策が十分に取られていることを確認するため、法律により特定個人情報保護評価の実施と評価書の作成・提出が義務づけられています。評価書は、個人のプライバシーなどへの影響やリスクを予測・分析し、情報漏えいなどのリスクを軽減するための措置などの内容をまとめたものです。

問企画経営課 ☎310

作成した評価書は、国の特定個人情報保護評価委員会へ提出した後、順次、市ホームページで公表しています。

■利用範囲の制限
マイナンバーは、法律や条例で規定された目的以外の利用はできません。他人のマイナンバーを不正に入手することがあった場合は、処罰の対象になります。

マイナンバーは次のような場面で使います

毎年6月の児童手当の現況届の際に市区町村にマイナンバーを提示します。

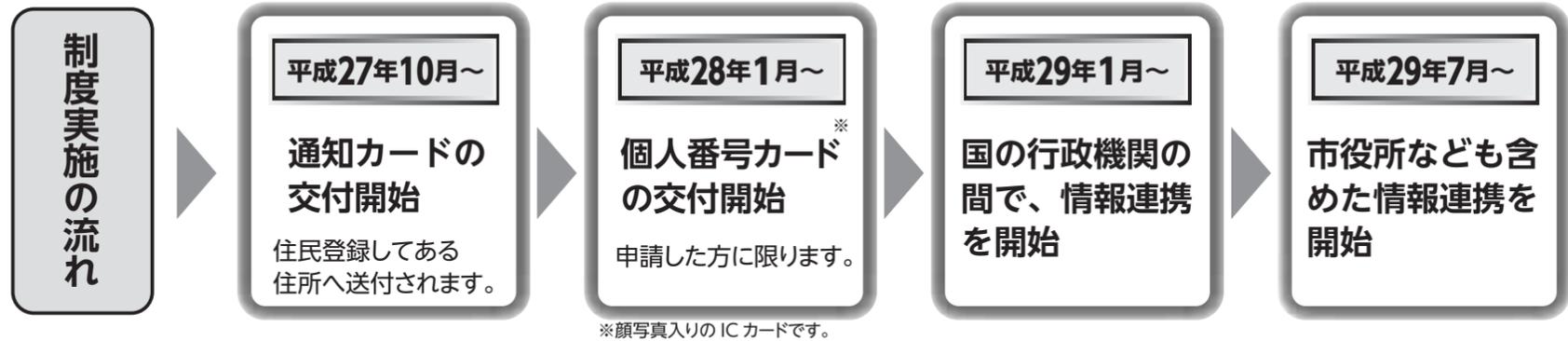
厚生年金の裁定請求の際に年金事務所にマイナンバーを提示します。

保険会社や証券会社などにマイナンバーを提示し、法定調書などに記載します。

勤務先にマイナンバーを提示し、源泉徴収票などに記載します。

市民の皆さんは行政機関や民間企業などへのマイナンバーの告知が必要となります

今後のマイナンバーのスケジュール



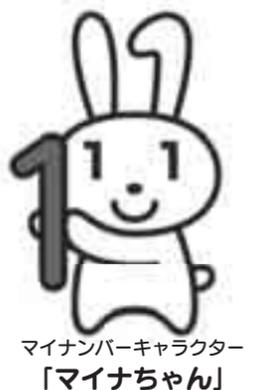
マイナンバーに関する問い合わせ

☎0570-20-0178 (全国共通ナビダイヤル)
【英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語は
☎0570-20-0291 (全国共通ナビダイヤル)】
受付時間 午前9時30分～午後5時30分(土・日曜日、祝日、年末年始を除く)

マイナンバー
コールセンター
※通話料がかかります。

ホームページ

■内閣官房「社会保障・税番号制度」ホームページ
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>
■国税庁「社会保障・税番号制度<マイナンバー>について」ホームページ
※法人番号に関する問い合わせ
<https://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/mynumberinfo/index.htm>



国民健康保険からの お知らせ



国民健康保険の資格、給付、保健事業についてお知らせします。

問国保年金課 ☎2114

資格

次のいずれかに該当する方は、国民健康保険(国保)の加入または脱退手続きが必要です。

加入(資格取得)

対社会保険、共済組合、国民健康保険組合など職場の健康保険を喪失した方で、任意継続や他の健康保険に加入していない方は、脱退手続きが必要です。

脱退(資格喪失)

対国保に加入していた方で、社会保険、共済組合、国民健康保険組合など他の健康保険に加入した方、持新しい保険証、国民健康保険証

給付

出産したとき

被保険者が出産したとき、出産育児一時金(42万円)を支給します。出産育児一時金の支払方法は次のとおりです(出産の翌日から起算し、2年を過ぎると支給不可)。

医療費を全額自己負担したとき
国民健康保険療養費支給申請書を出し、審査・決定したのち、自己負担分を除いた額が払い戻されます。なお、支払った日の翌日から起算し、2年を過ぎると支給できません。また、必要書類などは、表3のとおりです。

介護保険の受給者がいるとき

同じ世帯で医療費と介護サービス費の両方が高額になった場合は、申請により医療と介護を合算した自己負担限度額(表4)を超えた分を高額介護合算療養費として支給します。

交通事故にあったとき

交通事故など第三者(加害者)の行為だけが原因の場合でも、「第三者行為による被害届」を提出すれば国保を使うことができます(給付制限に該当、仕事や通勤途中を除く)。

亡くなったとき

被保険者が亡くなったとき、葬祭を行った方(喪主)に葬祭費5万円を支給します(葬儀日の翌日から起算し、2年を過ぎると支給不可)。

保健事業

脳ドック補助金

対八潮市国保の資格が1年以上ある40歳以上の方で、国民健康保険税・市税を滞納していない方は、**対医療機関の領収書(脳ドック費用が分かるもの)、保険証、世帯主の印鑑、預貯金通帳補助額 脳ドック検査費用の7割(限度額12万5千円)** ※1年度内に1回
脳ドックを受けた日から4週間以内、検診結果がある場合は提出

健康診査等補助金

検診時に申請書の提出により、検診費用が無料になります。※市が実施する以外の検診を受けた場合は、市が実施する検診などの自己負担金と同額を補助乳がん(2年に1度)、子宮がん(2年に1度)、肝炎ウイルス検診(過去に補助を受けていない方のみ)、歯周疾患検診、ヘルシーチェック(20~39歳) 検診結果(写)、領収書、保険証、世帯主の印鑑、預貯金通帳

保養施設利用助成

対八潮市国保被保険者 持保険証、印鑑 補助額 1人3000円(小学生は1500円) ※1年度内1回、未就学児は対象外 利用方法 ①直接保養施設に予約(埼玉県国保連合会の保養施設宿泊利用共同事業を利用すること)を伝え、料金を必ず確認 ②予約後、宿泊予定日3日前までに、保養施設利用申込書(国保年金課で配布)を提出 ③宿泊時、交付された利用券および助成券を必ず保養施設に提出 ※宿泊後の事後申請は不可

表2 70歳以上75歳未満の方の自己負担限度額(月額)

所得区分	外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
現役並み所得者※1	44,400円	80,100円+(医療費-267,000円)×1% (過去12カ月以内に限度額を超えた支給が4回以上あった場合、4回目以降は44,400円)
一般	12,000円	44,400円
低所得者Ⅱ※2	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ※3	8,000円	15,000円

※1 同一世帯に、住民税課税所得145万円以上の70歳以上75歳未満の国保被保険者がいる方。ただし、70歳以上75歳未満の国保被保険者が、1人の場合収入383万円未満、2人以上の場合収入合計520万円未満、1人で収入383万円以上ある方がいるが同一世帯に後期高齢者医療制度へ移行する方(旧国保被保険者)を含めた収入合計が520万円未満の場合は、申請により「一般」の区分と同様になります。
 ※2 同一世帯の世帯主とすべての国保被保険者が、住民税非課税の世帯に属する方(低所得者Ⅰ以外の方)。
 ※3 同一世帯の世帯主とすべての国保被保険者が、住民税非課税でその世帯の各所得から必要経費・控除(年金の所得の控除額を80万円として計算)を差し引いたときに0円となる世帯に属する方。

表1 70歳未満の方の自己負担限度額(月額)

区分	所得要件	限度額
ア	旧ただし書き所得 901万円超	252,600円+(総医療費-842,000)×1% <多数回該当 140,100円>
イ	旧ただし書き所得 600万円超~901万円以下	167,400円+(総医療費-558,000)×1% <多数回該当 93,000円>
ウ	旧ただし書き所得 210万円超~600万円以下	80,100円+(総医療費-267,000)×1% <多数回該当 44,400円>
エ	旧ただし書き所得 210万円以下	57,600円 <多数回該当 44,400円>
オ	住民税非課税	35,400円 <多数回該当 24,600円>

注1:住民税の申告のない方がいる場合、アの区分とみなされます。
 注2:旧ただし書き所得とは、総所得金額から基礎控除[33万円]を除いた額です。
 注3:多数回該当とは、過去12カ月間で、同じ世帯での支給が4回以上あった場合の、4回目以降の限度額を示します。

表4 医療と介護の自己負担額合算後の限度額(平成26年8月~平成27年7月)

所得要件	70歳未満	70歳以上
旧ただし書き所得 901万円超	1,760,000円	課税所得 145万円以上 670,000円
旧ただし書き所得 600万円超~901万円以下	1,350,000円	課税所得 145万円未満 560,000円
旧ただし書き所得 210万円超~600万円以下	670,000円	住民税非課税 低所得世帯Ⅱ 310,000円
旧ただし書き所得 210万円以下	630,000円	住民税非課税 低所得世帯Ⅰ 190,000円
住民税非課税	340,000円	

表3 医療費を全額自己負担したときの必要書類など

申請に必要なもの	申請に必要なもの				
	保険証	診療内容の明細書	医師の診断書(同意書)	領収書	世帯主の印鑑
主な例					
急病などでやむを得ず保険証を持たずに治療を受けたとき	○	○	-	○	○
医師が治療上必要と認めた補装具を購入したとき	○	-	○	○	○
保険治療の対象となる柔道整復、医師の同意により、はりきゅう・マッサージにかかったとき	○	○	○	○	○
国外で治療を受けたとき(治療目的の渡航は除く)	○	○	-	○	○
外国語の書類は日本語訳文を添付					

民生委員・児童委員、主任児童委員

5月12日から18日まで、「民生委員・児童委員の日活動強化週間」です。民生委員・児童委員は、日常生活で困ったことや、心配ごとなどの相談に応じ、行政や関係機関との調整役を果たすなど地域の頼れる存在です。民生委員・児童委員の制度や活動内容について紹介します。

問 社会福祉課 ☎316

民生委員とは

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱された非常勤特別職の地方公務員です。社会福祉の増進のために、地域住民の立場から生活や福祉全般に関する相談・援助活動を行っており、創設90年以上の歴史を持つ制度です。現在市内では、116人の民生委員が3地区の民生委員・児童委員協議会に分かれ、ボランティアとして活動しています。

児童委員とは

児童委員は、「児童福祉法」に定められ、すべての民生委員は児童委員を兼務しており、妊娠中の心配ごとや子育ての不安に関するさまざまな相談に応じるなどの支援を行っています。その中で、主任児童委員は児童福祉関係を専門に担当します。市内では、現在8人が指名を受け、地域で子どもや子育て家庭をサポートするなどその専門知識を生かした活動を行っています。

民生委員・児童委員の活動

民生委員は、各地域の民生委員・児童委員協議会に所属し、その地域の実情に合わせて



相談したいときは

住所により担当の民生委員が変わりますので、社会福祉課へお問い合わせください。身近な民生委員を紹介します。なお、民生委員には、守秘義務があるため、相談内容や秘密が他に漏れることはありませんので、ご安心ください。

身近な民生委員にご相談を！

八潮市八条地区民生委員・児童委員協議会

会長 榎本 さよ子さん



民生委員として34年間、八潮市八条地区民生委員・児童委員協議会の会長として10年間活動し、平成26年11月には長年の民生委員活動における功績が認められ、藍綬褒章を受章されました。榎本さんに活動の様子についてお話を伺いました。

●振り返ってみて34年間の民生委員活動はいかがでしたか？

あっといふ間の34年間でした。活動中の嫌な思い出は全く浮かびません。地域の方をはじめ民生委員・児童委員協議会、各関係機関、友人、家族などさまざまな方のご指導やご厚情があったからこそ続けられたと思ひ大変感謝しています。また、皆さんのおかげで大変名誉ある藍綬褒章をいただいたと思っています。

●主にどのような活動をしていますか？

一人暮らし高齢者の見守り活動のほか、平日は小・中学生の登下校時に通学路に立って、地域の方に協力をさせていただき、子どもたちが事件や事故にあわないよう見守りを行っています。子どもの誘拐や事故が多発した6年前くらいから始め、今まで一度も事故が起きていません。

●活動を通じて励みになる出来事がありますか？

一人暮らし高齢者の見守り活動時に温かく迎えてくれ、さまざまな話をしてくれたり、登下校の見守り時には地域の方や小・中学生、校長・教頭先生、通勤する方に「お疲れ様です」や「いつもありがとうございます」と声をかけてもらえることが大変励みになります。

●市民の皆さんにメッセージをお願いします。

民生委員になりさまざまな方との交流が増え、多くの経験をさせていただき、私も共に成長させていただいたことが一番良かったと思います。今後も藍綬褒章受章を支えに、常に住民の立場に立って相談に応じ、地域福祉の増進に努めていきたいと考えています。

埼玉県議会議員一般選挙 (東第9区・八潮市) 開票結果

4月12日、埼玉県議会議員一般選挙が行われました。投票率は32・38パーセントでした。

問 選挙管理委員会 ☎264



うだ がわ ゆき お 宇田川 幸夫氏 当選

開票結果 (立候補届出順)

候補者氏名	得票数
福野 未知留	6,847
森 伸一	6,630
宇田川 幸夫	7,882
合計	21,359
有効投票数	21,359
無効投票数	406
投票者総数	21,765

公共施設アセットマネジメント

講演会開催
～将来の八潮市のために「いま」公共施設のあり方を考える～



市では、昭和40年代から50年代の人口増加に合わせて学校や図書館などの公共施設を順次整備してきました。

これら公共施設の中には、建てられてから40年以上経過したものがあるなど施設の老朽化が進む一方で、少子高齢化が進み、公共施設にかけられるお金が減っていきます。

そこで、市の公共施設の現状を知っていただき、皆さんと一緒にこれからの公共施設について考えていくため、公共施設アセットマネジメント講演会を開催します。

日①5月26日(火) 午後3時～4時20分②5月26日(火) 午後6時30分～7時50分
③5月30日(土) 午後2時～3時20分※各回とも内容は同じ、③は手話通訳あり
場①③八潮メセナ会議室②八潮メセナ・アネックス多目的ホールA
因▶講演「いま、なぜ公共施設マネジメントが必要か」(講師=小松啓吾さん・(株)日本総合研究所 総合研究部門 都市・地域経営戦略グループシニアマネジャー)▶報告「八潮市のアセットマネジメントの取組」(市の公共施設を取り巻く現状や課題、今後の公共施設の維持管理・整備に関する基本的な取組方針の説明)

問 財政課 ☎470

第5次八潮市障がい者行動計画・第4期八潮市障がい福祉計画を策定

市では、今後の障がい者施策、障がい福祉サービスなどの提供体制を示す総合的な計画として「第5次八潮市障がい者行動計画・第4期八潮市障がい福祉計画」を策定しましたので、その概要をお知らせします。

計画の概要

この計画は、平成27年度から平成29年度までの3年間の期間とし、「ともに生き、ともに支え合う地域づくり」という基本理念のもとに、障がいのある無にかかわらず、地域で安全・安心に日常生活や社会生活を送ることができるよう、総合的な支援を推進するために策定したものです。

基本目標1 利用者本位のサービスの実現のために

＜重点事業＞

●総合相談体制の充実

障がいのある方が地域で自立した生活をしていくために、身近なところで気軽に相談できる相談体制を整備する必要があります。そのため、保健医療、福祉、教育、就労などの多分野にわたるネットワーク機能の強化、関係機関との連携、相談業務の強化を行います。また、専門的な相談員の育成や当事者によるピアカウンセリング(※)の確保および相談能力の向上に資する事業を実施します。

※ピアカウンセリングとは、施設に入所している障がい者や精神科病院に長期入院し

基本目標2 自立して暮らし続けるために

＜重点事業＞

●介護者サービスの充実

障がいのある方が、在宅で安心して日常生活を送るには、介護者の支援も欠かせないものです。介護者の急病などにより、家庭での介護が一時的に困難になった場合や介護者の負担を軽減するためのサービスの充実を図ります。

●活動の場の充実

施設に入所している障がい者や精神科病院に長期入院し

●ケアマネジメント等支援体制の確立

障がいのある方が地域で安心して暮らしていくためには、障がいの状況や生活スタイルに合わせたサービスの組み合わせが必要であり、利用者一人ひとりのケアマネジメントが重要です。

このため、利用者のケアマネジメントの充実に資する事業を実施します。

基本目標3 社会参加を進めるために

＜重点事業＞

●事業所への障がい者雇用の促進

就職を希望する障がい者は増加傾向にあります。こうした障がい者が就労するために必要な支援とともに就職後は、就職支援とともに就職後に継続して働けるよう定着支

●居住系サービスの充実

障がいのある方が地域で生活するためには、障がいの種類や程度に応じた多様な居住の場の確保が必要です。施設に入所している障がい者や精神科病院に長期入院している方などの地域移行を促進するうえでも、グループホームなどの確保が必要です。

このため、市内でのグループホームの整備を支援するなど、居住系サービスの充実を図ります。

問障がい福祉課 ☎453

障がい福祉課 ☎453
このため、障がいのある方がそれぞれの適性に合ったサービスを受けられるよう日中活動の場の充実を図ります。このため、障がいのある方がそれぞれの適性に合ったサービスを受けられるよう日中活動の場の充実を図ります。



基本目標4 安心して生活できるために

＜重点事業＞

●緊急時連絡体制の充実

災害が発生した際に、自分の身を守る事が困難な方を地域の方が把握することで、迅速・的確な支援が行えます。このため、「要援護者リスト」を活用し、情報提供システムを整備する事業を実施します。

●防災関係機関との連携強化

災害が発生した際は、支援が必要な方が安全に避難できるように、避難誘導などの個別支援体制の整備が必要です。また、避難所ではさまざまな障がいに配慮された設備が

基本目標5 地域で支える福祉のために

＜重点事業＞

●福祉教育の推進

障がい者が地域で安全・安心に暮らしていくためには、地域の方が障がいや人権について正しく理解することが重要です。

このため、学校での障がいについての教育や人権教育を推進する事業を実施します。

●ボランティアやNPO活動支援体制の整備

障がいのある方が地域の中で自立した生活を送りたいという思いを実現するため、本人およびその保護者と地域のボランティア活動団体などと結びつけ、互いの力を合わせ、生活しやすい地域社会の実現に資する事業を実施します。



相談員が求職活動を支援します

生涯学習まちづくり出前講座

ボランティア講師や市職員が皆さんの元へ出向き、得意分野や生活に役立つ情報について、無料で講義を行います。詳しくは、市ホームページまたは公共施設に配置した冊子をご覧ください。

問市民協働推進課 ☎465

- 利用できる方 市内在住・在勤・在学の原則、5人以上の方
- 開催日時・場所 時間は平日・休日問わず、午前9時から午後9時までの間で2時間以内。場所は市内に限ります(一部のメニューで参加人数・開催日時に制限がありますので事前にご確認ください)。
- 講師料 無料(講座によっては材料費がかかります)
- ☎開催日の14日前までに、窓口、電話またはファクスで各担当課へ
 - ・民間企業編
 - ・商工観光課 ☎479
 - ・教職員編
 - ・指導課 ☎359
 - ・その他メニュー
 - 市民協働推進課 ☎465



ダンベルジョイ健康体操

八潮市ふるさとハローワーク

八潮市ふるさとハローワークは、国と八潮市が地域住民の就職促進および利便性向上を目的に共同運営する施設です。

求人情報の検索・紹介・就職相談をハローワーク草加と同様に行うことができます。

☎月～金曜日 午前9時～午後5時(祝日・年末年始を除く)

☎場ゆまにて内(☎998-8609)

※雇用保険や職業訓練の手続きは行っていません。ご希望の方は、ハローワーク草加をご利用ください。

※詳しくは、市ホームページをご覧ください。

問商工観光課 ☎274



おしらせHOTコーナー 案内・催し

おしらせHOTコーナー



市役所の電話
996-2111
FAX
995-7367

案内

●八潮市総合教育会議の傍聴
①5月13日(水) 午前9時30分～②5月27日(水) 午前11時～③6月5日(金) 午前10時30分
●市役所別館B会議室③市役所別館A会議室
●教育に関する大綱について
定10人(当日先着順)
●総務人事課 ☎230
●第1回八潮市高齢者福祉施設やお苑運営委員会の傍聴
①5月28日(木) 午後1時30分～3時
②八潮メセナ会議室
③八潮市高齢者福祉施設やお苑平成26年度事業報告について
定10人(当日先着順)
●長寿介護課 ☎447

会議の開催

●八潮市総合教育会議の傍聴
①5月13日(水) 午前9時30分～②5月27日(水) 午前11時～③6月5日(金) 午前10時30分
●市役所別館B会議室③市役所別館A会議室
●教育に関する大綱について
定10人(当日先着順)
●総務人事課 ☎230
●第1回八潮市高齢者福祉施設やお苑運営委員会の傍聴
①5月28日(木) 午後1時30分～3時
②八潮メセナ会議室
③八潮市高齢者福祉施設やお苑平成26年度事業報告について
定10人(当日先着順)
●長寿介護課 ☎447

中小企業不況対策融資制度

不況時における特別措置として、中小企業の方を対象に経営の安定のために必要な資金の融資のあっせんを行います。
●次のすべてに該当する方
▼最近3カ月の月平均売上額が、昨年同期と比べて10パーセント以上減少しているか、2年前若しくは3年前の同期と比べて10パーセント以上減少し、かつ前年同期に比べて5パーセント以上減少している方
▼市内で1年以上事業を営んでいる方
▼期限の到来

総合相談

●5月15日(金) 午後1時20分～4時
※弁護士による法律相談のみ電話予約制
①5月13日(水) 午前9時～
②八潮メセナ集会所
③内弁護士・税理士・行政相談委員・宅地建物取引主任者・行政書士・司法書士が相談内容別に対応
●無料
●問広聴広報課 ☎373

計量器(はかり)の定期検査

取引や証明に使用している計量器(はかり)は、計量法第19条の規定により、2年に1回の定期検査が義務づけられています。該当する方は、必ず受検してください。
●5月28日(木)・29日(金) 午前10時～午後3時(正午～午後1時を除く)
●市役所駐車場東側
●市内の事業所などで使用しているひょう量50キログラム以下の機械式はかりをお持ちの方
●問県計量検定所 ☎048-652-2171

5月31日は世界禁煙デー

たばこは個人の嗜好品ですが、がんや生活習慣病など、さまざまな病気の危険因子であることが科学的に証明されています。また、たばこの煙の害は、周りの方にも及びます。この機会に「たばこ健康」について考えましょう。禁煙に関する情報は、市ホームページをご覧ください。
●問保健センター ☎995-3381

県で男性不妊治療費助成事業を開始

これまでの特定不妊治療に加え、平成27年4月から特定不妊治療の一環として「男性不妊治療」を行った場合、最大10万円を助成します。
●詳しくは、県ホームページをご覧ください。
●問草加保健所 ☎925-1551

防災行政無線テレホンサービス

0120-840-225
防災行政無線で放送した内容が聞き取れなかった場合、再度聞き直せます(定時放送を除く)。通話料は無料です。

原動機付き自転車等の税率について

平成27年度分から適用される予定であった原動機付き自転車、小型特殊自動車および二輪車の新税率については、地方税法等の改正に伴い、平成28年度から適用されることになりました。

区分	平成27年度まで	平成28年度から	
原動機付き自転車	50cc以下	1,000円	2,000円
	51cc超～90cc以下	1,200円	2,000円
	91cc超～125cc以下	1,600円	2,400円
	ミニカー	2,500円	3,700円
小型特殊自動車	農耕作業用	1,600円	2,400円
	その他	4,700円	5,900円
二輪	軽二輪(125cc超～250cc以下)	2,400円	3,600円
	小型二輪(250cc超)	4,000円	6,000円

催し

●第1回公民館パソコン講座
①5月27日(水)・29日(金)、6月3日(水)・5日(金)・10日(水)(全5回) 午後1時30分～3時30分
●場八幡公民館視聴覚室ほか
●市内在住・在勤でパソコン未経験の方
●内起動から文字入力(実技)パソコンの基礎を覚える、講師 瀬田寿男さん、稲葉猛さん
●定13人(申込順)
●費108円(テキスト代)
●申5月14日から、窓口または電話で八幡公民館 ☎995-6216、受付 午前9時～午後5時へ

市工業振興基金を活用した支援制度

工業の振興に向け、基金による支援を行います。
●次のすべてに該当する方
▼市内で引き続き1年以上事業を営んでいる中小企業の方
▼申込日現在、市税の滞納がない方
▼他の制度による助成を受けていない方
▼4月から平成28年2月末日までに研究事業の完了、認証取得、新製品の開発、機械装置などの購入または修繕が見込まれる方
●対象事業
●産学官共同研究事業
市内の中小企業が新製品開発などのため、大学などと共同研究
●国際規格等認証取得事業
市内の中小企業がISO9001・14001およびエコアクション21の認証を新規取得
●工業新製品開発事業
市内の中小企業が行う一定の工業新製品開発
●経営革新計画承認企業などが行う機械装置などの購入・修繕事業
機械装置、工具器具の購入または修繕費
●補助額
●産学官共同研究事業、ISO認証取得事業、工業新製品開発事業
経費のうち、2分の1に相当する額(百円未満切り捨て、限度額30万円)
●エコアクション21認証取得事業、経営革新計画承認企業などが行う機械装置などの購入・修繕事業
経費のうち、2分の1に相当する額(百円未満切り捨て、限度額10万円)
●申5月18日から6月30日までに、商工観光課 ☎202へ
●※予算枠に達し次第締め切り